

令和6年度の処遇改善加算について

◆ 試算条件

- ① 管理職等以外の全職員に処遇改善手当として月額10,000円（非常勤職員は常勤換算の係数）
- ② 管理職以外の直接処遇職員に処遇改善手当として月額9,000円（非常勤職員は常勤換算の係数）
- ③ 管理職と非常勤職員を除いた全職員に処遇改善手当として月額6,000円
- ④ 全職員に年度末手当として賞与（年額【見込額】70,000円～35,000円）（非常勤職員は常勤換算の係数）
※④にて有資格者を優遇

「比較表」	見込み額			
	旧処遇改善加算	旧処遇改善臨時加算	NEW！！	旧特定処遇改善加算
	管理職以外対象	直接支援職を優遇	常勤職員を優遇	有資格者を優遇
	①10,000円/月	②9,000円/月	③6,000円/月	④70,000円～35,000円/年
管理職	×	×	×	○
福祉支援職_正職員	○	○	○	○
福祉支援職_契約職員	○	○	○	○
福祉支援職_非常勤職員	○	○	×	○
その他(相談・看護・栄養・事務)_正職員	○	×	○	○
その他(相談・看護・栄養・事務)_契約職員	○	×	○	○
その他(相談・看護・栄養・事務)_非常勤職員	○	×	×	○